新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う今後の活動制限について

危機対策本部長 湊 長 博

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う今後の活動制限については、京阪神地域に対する政府の緊急事態宣言発令を踏まえ、当面2月7日までを目途に「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルを再度レベル2(-)とすることについてご案内しておりました。

現在、京阪神地域を含む10都府県に発せられている緊急事態宣言については、3月7日までの延長が決定され、基本的対処方針として、緊急事態宣言対象地域への不要不急の移動、20時以降の不要不急の外出及び飲食を伴う多人数による会合等の自粛については、引き続き、3月7日までの継続を要請されております。

これらの状況を踏まえ、<u>当面、京阪神地域が緊急事態宣言下にある3月7日までの間は、</u>引き続き、活動制限のレベル2(一)を継続することといたします。

なお、今後の感染拡大の収束状況によっては、現在の活動制限レベルの引き下げについても検討してまいります。

また、今回の緊急事態宣言の延長に伴い、京都府及び文部科学省から感染防止対策と 学生等への注意喚起に関する要請がなされました。これらを踏まえ本学の対応マニュアル 等を更新し、別添のとおり、「感染拡大予防マニュアルー令和2年度後期授業等の実施にお ける配慮について-(第5版)」を策定いたしました。

各部局におかれては、これらの対応マニュアルを踏まえ、引き続き、感染拡大防止に最 大限取り組んでいただきますようお願いいたします。